

**みよし市城山保育園移転新築事業
設計・施工・運営一括発注業務
最優秀提案者決定基準**

**令和5（2023）年4月
みよし市**

目 次

| | |
|----------------|---|
| 第1 総則 | 1 |
| 1 本書の位置付け | 1 |
| 第2 最優秀提案者決定の概要 | 1 |
| 1 最優秀提案者の決定方法 | 1 |
| 2 審査の進め方 | 1 |
| 3 審査の体制 | 1 |
| 4 審査の手順 | 2 |
| 5 審査の方法 | 3 |
| 6 最優秀提案者の決定 | 4 |
| 7 提案評価項目及び配点 | 6 |

第1 総則

1 本書の位置付け

この最優秀提案者決定基準（以下「本基準」という。）は、みよし市（以下「市」という。）が「みよし市城山保育園移転新築事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、総合評価点（実績評価の評価点、価格評価の評価点及び技術評価の評価点を合計したものをいう。）の最も高いものを最優秀提案者として決定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する募集要項と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、募集要項において同一の名称によって使用される用語の定義と同じものとする。

第2 最優秀提案者決定の概要

1 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者の決定方法は、技術提案を求め、価格以外の要素と価格を総合的に評価して最優秀提案者を決定する公募型プロポーザル方式とする。最優秀提案者は、本基準に基づき審査を行った上で、総合評価点の最も高いものをもって決定する。

2 審査の進め方

審査は、参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の2段階で実施する。

3 審査の体制

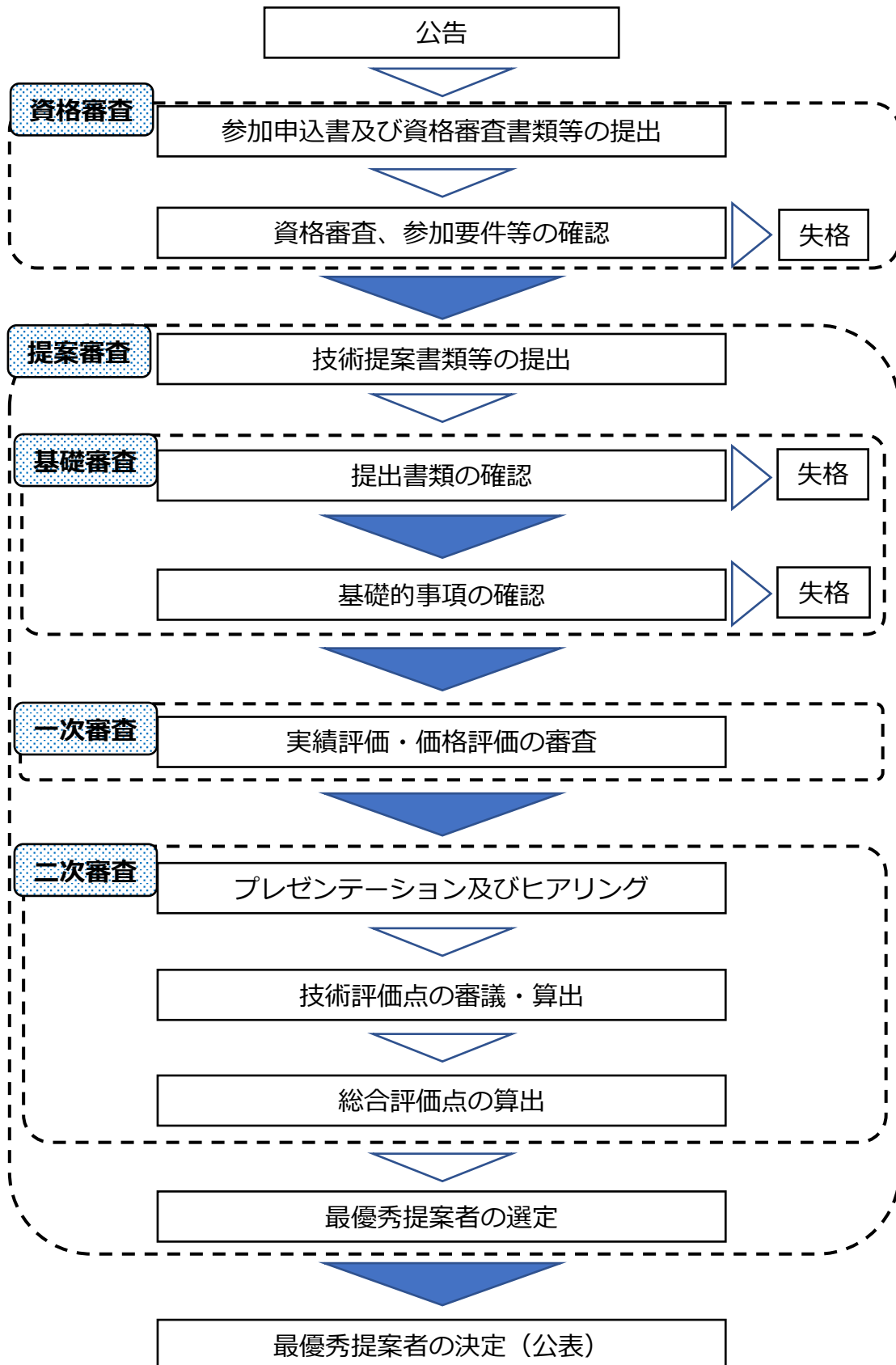
技術提案書類の審査は、市が設置したみよし市城山保育園移転新築事業に係るみよし市保育所管理運営法人選定審査会（以下「審査会」という。）において行う。審査会は、以下7名の委員で構成され、当該委員は提案者に対してヒアリングを行う。（敬称略）

なお、最優秀提案者決定までに審査会の委員に対し、接触等の働きかけを行った応募者は、失格とする。

| 氏名 | 所属・役職等 ※令和5（2023）年4月時点 |
|--------|----------------------------|
| 渡辺 桜 | 名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科 教授 |
| 遠藤 秀紀 | 東海学園大学経営学部経営学科 教授 |
| 宇野 勇治 | 愛知産業大学造形学部建築学科 教授 |
| 須甲 智香 | 城山保育園父母の会 会長 |
| 野々山 春美 | みよし市民生児童委員児童福祉部会 部会長 |
| 田畑 彰啓 | 豊田加茂児童・障害者相談センター児童育成課 課長 |
| 柘植 久子 | 市内公立保育園 元園長 |

4 審査の手順

審査の手順を以下に示す。



5 審査の方法

(1) 資格審査

資格審査では、応募者からの応募申込書類（共同企業体の場合は企業体応募申込書類）を基に、募集要項に示した参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は失格とする。

(2) 提案審査

ア 基礎審査

基礎審査では、参加者の提出書類が次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

(ア) 提出書類の確認

提出書類の確認項目は次のとおりとし、提出書類に不備がある場合は、失格とする。

- a 提出を求めている書類が全て提出されているか。
- b 指定した様式に必要な事項が記載されているか。
- c 技術提案書類全体において、同一事項に関する提案内容に矛盾又は齟齬がないか。

(イ) 基礎的事項の確認

技術提案書類に記載された内容が、市の要求する水準に適合していることを「要求水準書」に基づき確認する。技術提案書類の内容に市の要求する水準及び性能に満たさない事項がある場合は、失格とする。

(ウ) 提案価格の確認

市は、価格提案書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることを確認する。予定価格の範囲内でない場合は、失格とする。

イ 一次審査

技術提案書類の提出が5を超える場合、実績評価点と価格評価点の合計点の高い応募者から5者を一次審査通過者とする。

(ア) 実績評価点の算出

設計、施工及び運営に関する実績に対して評価し、実績評価点を付与する。

(イ) 価格評価点の算出

提案価格に対して、以下の考え方にに基づき得点化する。なお、満点は

40点とし、算出された得点の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

価格評価点 = 20点 × (参加者中最低の①②③合計提案価格 / 各参加者の①②③合計提案価格) + 20点 × (参加者中最低の④合計提案価格 / 各参加者の④合計提案価格)

※ ①設計業務費相当額 ②工事監理業務費相当額
③施工業務費相当額 ④運營業務費相当額

ウ 二次審査

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書類の審査に当たって提案内容の確認のため、提案者によるプレゼンテーション及び審査会の委員によるヒアリングを行う。

(イ) 技術評価の審議・算出

技術提案内容を以下の評価基準に基づき評価し、技術評価点を付与する。なお、満点は80点とする。

技術評価点は、各委員の評価点の平均とし、算出された評価点の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの数値とする。

| 評価 | 評価内容 | 得点 |
|----|-------------|---------|
| A | 特に優れている | 配点×1.00 |
| B | AとCの中間程度 | 配点×0.75 |
| C | 優れている | 配点×0.50 |
| D | CとEの中間程度 | 配点×0.25 |
| E | 要求水準を満たしている | 配点×0.00 |

(ウ) 最優秀提案者の選定

技術評価点(80点満点)と一次審査時の実績評価点(30点満点)及び価格評価点(40点満点)を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最大となる提案を最優秀提案とする。

総合評価点(150点満点) = 技術評価点(80点満点) +
実績評価点(30点満点) + 価格評価点(40点満点)

6 最優秀提案者の決定

最優秀提案者の決定方法は、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

ただし、総合評価点の最も高い者が複数ある場合には、技術評価点が最も高

い提案を行った者を最優秀提案者として選定し、技術評価点が同点の場合は、「運営業務に関する評価」に係る技術評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定する。また、「運営業務に関する評価」に係る技術評価点が同点の場合は、審査会委員の合議により最優秀提案者を選定する。

市は、最優秀提案者を決定し、その結果を参加者に通知するとともに、当該最優秀提案者及び次点者を公表する。

また、最優秀提案者が最優秀提案者決定時から事業契約締結までに次の事由に該当した場合は、失格とする。

- (1) 本市との契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 本市との契約に関して賄賂、談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
- (3) みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書及びみよし市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けたとき。

なお、最優秀提案者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

7 評価項目及び配点

(1) 実績評価

| 評価項目 | 評価基準 | | 配点 | |
|------------|---|------|----|----|
| 設計業務に関する評価 | 過去15年間で1,000㎡以上の保育所、認定こども園、幼稚園の設計実績 | 3件以上 | 5点 | 5点 |
| | | 2件 | 3点 | |
| | | 1件 | 0点 | |
| | 過去15年間で1,000㎡以上で木造（一部木造を含む。）の保育所、認定こども園、幼稚園の設計実績 | 2件以上 | 5点 | 5点 |
| | | 1件 | 3点 | |
| | | 0件 | 0点 | |
| 施工業務に関する評価 | 過去15年間で1,000㎡以上の保育所、認定こども園、幼稚園の施工実績 | 3件以上 | 5点 | 5点 |
| | | 2件 | 3点 | |
| | | 1件 | 0点 | |
| | 過去15年間で1,000㎡以上で木造（一部木造を含む。）の保育所、認定こども園、幼稚園の施工実績 | 2件以上 | 5点 | 5点 |
| | | 1件 | 3点 | |
| | | 0件 | 0点 | |
| 運營業務に関する評価 | 現在、運営している保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所の運営実績 | 3件以上 | 5点 | 5点 |
| | | 2件 | 3点 | |
| | | 1件 | 0点 | |
| | 運営する保育事業以外の事業を含む全体の財務内容について、直近3年間（令和元（2019）年度から令和3（2021）年度まで）で損失を計上した年数 | 0年 | 5点 | 5点 |
| | | 1年 | 3点 | |
| | | 2年 | 0点 | |

(2) 価格評価

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|----------|---|-----|
| 価格に関する評価 | 20点×（参加者中最低の①②③の合計提案価格／各参加者の①②③の合計提案価格）＋ 20点×（参加者中最低の④の提案価格／各参加者の④の提案価格） | 40点 |

備考 ①から④の提案価格については、提出された価格提案書別紙に記載された次の価格とする。

- ①設計業務費相当額計 ②工事監理業務費相当額 ③施工業務費相当額計
④運營業務費相当額

(3) 技術評価

| 区分 | | | | 配点 | |
|------------|---------------------|-----|---|----|-----|
| 大項目 | 中項目 | 様式 | 評価の主な観点 | 配点 | |
| 事業全体に関する評価 | 事業実施の基本方針 | 4-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の考えを理解し、事業の取組姿勢、基本的な考え方が適切であるか。 ・本事業の目的や内容を理解した具体的な方針であるか。 | 4点 | 17点 |
| | 事業実施体制及び役割分担 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の業務範囲（設計業務、工事監理業務、施工業務、運営業務）に対応した実施体制や企業間の連携方法が適切に計画されているか。 ・各担当者の役割が明確で、適切な人員配置となっているか。 ・業務毎にチェック機能が適切に機能する体制となっているか。 | 4点 | |
| | 事業スケジュール・工程管理・コスト管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ・DBO方式の特性を踏まえ、無理がなく実現可能で適切なスケジュールとなっているか。 ・木材調達期間が適切に設定されているか。 ・工程管理や工期短縮、コスト管理に関する具体的な考え方や手法、提案が示されているか。 | 4点 | |
| | 地域経済への貢献 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業との連携、協力等はあるか。 | 5点 | |
| 設計業務に関する評価 | 設計業務の実施方針及び実施体制 | 4-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的や内容（DBO方式による園舎整備、木材利用等）にふさわしい実施体制となっているか。 ・本事業の目的や内容を理解した具体的な設計方針であるか。 ・過去の実績を踏まえ、設計業務の円滑な実施やモニタリング（要求水準の確保）に対する考え方や工夫が明確に示されているか。 | 4点 | 20点 |
| | 特色のある保育提供を踏まえた園舎計画 | | <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績を踏まえ、特色のある保育提供を踏まえた園舎とするための考え方や工夫、提案が示されているか。 | 6点 | |

| | | | | | |
|--------------------|--|-----|--|----|---------|
| | SDGs や脱炭素 社会の視 点を加味 したエネ ルギー性 能の高い 園舎計画 | | <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsや脱炭素社会の視点を加味したエネルギー性能の高い園舎として、ライフサイクルコストの縮減を考慮した上で「ZEB Ready」以上の省エネ基準を満たすための考え方や工夫、提案が示されているか。 ・DXや働き方改革に柔軟に対応することのできる効率性の高い園舎として執務空間の向上に向けた考え方や工夫、提案が示されているか。 | 4点 | |
| | 県産木材 を積極的 に活用し た園舎計 画 | 4-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・市を代表する木造園舎とするための考え方や工夫、提案が示されているか。 ・県産木材の積極的な利用につながる考え方や工夫、提案が示されているか（県産木材の調達方法、総木材使用量、県産木材使用率等）。 ・過去の実績を踏まえ、県産木材の普及啓発に資する考え方や工夫、提案が示されているか。 ・木材利用にあたって防火・耐火に対する安全面と長期利用に対するコスト面での合理的な考え方や工夫、提案が示されているか。 | 6点 | |
| 施工業務 に関する 評価 | 施工業務 の実施方 針及び実 施体制 | 4-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績を踏まえ、本事業の目的や内容を理解した具体的な施工業務の方針が示されているか。 | 4点 | 13 点 |
| | 施工計画 及び施工 段階での 品質・リ スク管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ・施工計画を踏まえた施工業務の円滑な実施や品質管理、工事監理の独立性、モニタリング・セルフチェック機能（要求水準及び技術提案内容の確保）に対する考え方や工夫、提案が示されているか。 ・特に、木造建築に係る品質管理手法について考え方や工夫、提案が示されているか。 ・施工段階で発生するリスクを想定し、そのリスク管理に対する考え方や工夫、提案が示されているか。 | 4点 | |
| | 地元事業 者の参画 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の施行事業者との連携、協力はあるか。 | 5点 | |

| | | | | | |
|--------------------|-------------------|-------|---|----|-----|
| 運營業務 に関する 評価 | 法人の組織体制・運営状況 | 4-4-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・運営実績等を含め、保育事業に関して十分な経験があり、運営に必要な組織体制が整っているか。 ・監査指摘がない、監査指摘がある場合は速やかに是正・改善を行っている又は計画的な是正・改善が予定されているか。 | 6点 | 30点 |
| | 職員の採用計画・確保方策・育成計画 | 4-4-2 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設長予定者は、保育に関して十分な経験があり、適切な保育所の運営が行えると見込まれる者か。 ・勤務する職員の採用のための効果的、具体的な方策が考えられており、計画的で実現可能な職員採用計画が立てられているか。 ・勤務する職員の資質向上及び専門性の向上のため、計画的な研修や自己研鑽等に対する支援があるか。 | 6点 | |
| | 保育内容・給食に対する考え方 | | <ul style="list-style-type: none"> ・保育内容が市の求める内容に沿っており、「保育所保育指針」の下、運営実績・経験を踏まえた具体的な保育方針又は保育計画が立てられているか。 ・乳幼児に相応しい食事の提供や食育、食物アレルギー対応に関し、具体的な方針や計画が立てられているか。 | 6点 | |
| | 保護者対応・課題解決の仕組み | 4-4-3 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との日常的な情報交換に加え、個別面談等を通じて保護者に対する支援が考慮されているか。 ・過去の実績・経験を踏まえた課題解決の仕組み等、課題の対応について具体的な方策、取組方法が考えられているか。 | 6点 | |
| | 安全管理・衛生管理・健康管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理、衛生管理、健康管理に関し、過去の実績・経年を踏まえた具体的な方針や計画が立てられているか。 | 6点 | |